

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 27 日（金）第3096号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 道路の位置指定（6件）
（鹿児島地域振興局取扱い） 1
（南薩地域振興局取扱い） 2
（北薩地域振興局取扱い） 2
（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2
（熊毛支庁取扱い） 3
（大島支庁取扱い） 3
- 教 育 委 員 会 規 則**
○鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則（※）
（高校教育課取扱い） 3
- 教 育 委 員 会 教 育 長 告 示**
○鹿児島県立高等学校の廃止に伴う事務引継校の告示
（高校教育課取扱い） 4
- 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程**
○県立病院局組織規程の一部を改正する規程（※）
（県立病院課取扱い） 4
○県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程（※）
（県立病院課取扱い） 4
○鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程（※）
（県立病院課取扱い） 5

告 示

鹿児島地域振興局告示第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

指定年月日	申請者の住所及び氏名等	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成26年 12月11日	鹿児島市東開町13番7号 丸和建设株式会社 代表取締役 和田康伸	日置市伊集院町郡字 大園田1341番1	6.02メートル～ 6.03メートル	57.19メートル
平成26年 12月11日	鹿児島市南郡元町 14番9号 三洋ハウス株式会社 代表取締役 逆瀬川勇	日置市伊集院町清藤 字大宮司1330番13	6.00メートル～ 6.03メートル	65.47メートル
平成27年 2月10日	鹿児島市鴨池新町 27番1-802号	日置市東市来町長里 字四反ヶ丸44番5,	6.00メートル～ 6.05メートル	51.80メートル

西美枝子 日置市東市来町長 里2234番地 中村道男	45番 4 及び45番10		
-------------------------------------	---------------	--	--

南薩地域振興局告示第 4 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年 3 月 27 日

南薩地域振興局長 西井上誠

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成27年 3月10日	南さつま市加世田 川畑2648番地 南さつま市長 本坊輝雄	南さつま市加世田村 原四丁目18番 2	5.00メートル	27.94メートル

北薩地域振興局告示第 5 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年 3 月 27 日

北薩地域振興局長 萩 亮

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成26年 12月12日	出水市下知識町 107番地 有限会社パインヒル不動産 代表取締役 松岡信幸	出水市西出水町1091 番 4	4.10メートル	32.18メートル

始良・伊佐地域振興局告示第 4 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年 3 月 27 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成26年 8月28日	始良市宮島町63番 地 1 山始ハウジング株式会社 代表取締役 池田清	始良市西餅田字平前 1581番 9	6.02メートル～ 7.04メートル	55.90メートル
平成26年 9月 8 日	始良市平松4951番 地 1 株式会社アーバン	始良市西餅田字瀬戸 417番 1	5.00メートル～ 5.01メートル	28.79メートル

	開発 代表取締役 山口俊彦			
平成27年 1月16日	始良市宮島町26番地 始良市土地開発公社 理事長 笹山義弘	始良市加治木町木田 字鈴玉4572番4及び 4728番1地先里道の 一部	6.00メートル	114.41メートル

熊毛支庁告示第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年 3 月 27 日

熊毛支庁長 堂前博文

指定年月日	申請者の住所及び氏名等	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成26年 10月7日	西之表市西之表 7730番地 春田久男	西之表市西之表字新 城野首8110番3並び に字水洗入口8257番 38, 8257番39及び 8266番4	6.00メートル 4.00メートル	85.34メートル
平成26年 12月2日	熊毛郡中種子町野 間5186番地 中種子町長 川下三業	熊毛郡中種子町納官 字大蟹川6425番2	4.00メートル 5.20メートル	95.17メートル

大島支庁告示第7号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年 3 月 27 日

大島支庁長 本重人

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成27年 3月2日	大島郡徳之島町亀 津891番地 清島章展	大島郡徳之島町亀津 字蔵越891番6	4.14メートル～ 4.18メートル	34.81メートル

教育委員会規則

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第3号

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 鹿児島県立志布志高等学校 志布志市	全日制	3年	普通科
-----------------------	-----	----	-----

「鹿児島県立有明高等学校 | 曾於郡大崎町 | 全日制 | 3 年 | 産業技術科 |」
 を
 「鹿児島県立志布志高等学校 | 志布志市 | 全日制 | 3 年 | 普通科 |」
 に、
 「鹿児島県立南大隅高等学校 | 肝属郡南大隅町 | 全日制 | 3 年 | 商業科, 情報処理科 |」
 を
 「鹿児島県立南大隅高等学校 | 肝属郡南大隅町 | 全日制 | 3 年 | 商業科 |」
 に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会教育長告示

鹿児島県教育委員会教育長告示第 1 号

鹿児島県立中学校及び高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第38号）の一部を改正する条例制定に伴い、廃止する鹿児島県立高等学校の事務引継校を次のとおり定め、平成27年 4 月 1 日から施行する。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県教育委員会教育長 六反省一

廃止する高等学校	事務引継校
鹿児島県立有明高等学校	鹿児島県立申良商業高等学校

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第 2 号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項の表中

「

循環器内科部長	循環器内科診療等に関する事務
---------	----------------

」を
 「

循環器内科部長	循環器内科診療等に関する事務
第一循環器内科部長	
第二循環器内科部長	

」に改める。

第10条の表中「心理技師」を「精神保健福祉主事 心理技師」に改める。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

.....
 県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 3 号

県立病院局事務処理規程の一部を改正する規程

県立病院局事務処理規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表11の項事務の種類欄中「（明治23年法律第29号）」を「（平成 8 年法律第109号）」に改め、同項第 1 号中「272」を「191」に改める。

別表11の項中第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、第10号の次に次の 3 号を加える。

(11) 部長等の配偶者同行休業又は配偶者同行休業の期間の延長の承認及び配偶者同行休業の取消し（地公法26の 6 ①④⑥，服務規程15の 8，就業規程 4 の 3）		○						
(12) 次長又は課長（それぞれの相当職を含む。）の職にある者の配偶者同行休業又は配偶者同行休業の期間の延長の承認及び配偶者同行休業の取消し（地公法26の 6 ①④⑥，服務規程15の 8，就業規程 4 の 3）		○						
(13) 課長補佐（相当職を含む。）の職以下にある者の配偶者同行休業又は配偶者同行休業の期間の延長の承認及び配偶者同行休業の取消し（地公法26の 6 ①④⑥，服務規程15の 8，就業規程 4 の 3）			○					

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 4 号

鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員に対する被服類貸与規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

別表中14の項を17の項とし、 4 の項から13の項までを 3 項ずつ繰り下げ、 3 の項を 5 の項とし、 2 の項の次に次のように加える。

3 始良病院に勤務する訪問看護に従事する看護師	夏用作業服（上下）	2 着	2 年
	冬用作業服（上下）	2 着	1.5年
4 始良病院に勤務するディケアに従事する看護師	作業服（上下）	2 着	2 年
		1 着	1 年

別表に 6 の項として次のように加える。

6 保健師，精神保健福祉	夏用作業服（上下）	1 着	2 年
--------------	-----------	-----	-----

士	冬用作業服（上下）	1 着	1.5 年
---	-----------	-----	-------

附 則

この規程は，平成27年 4 月 1 日から施行する。